

諮問（情）第 81 号

答 申

第 1 審査会の結論

特定の位置指定道路上にある支障物（塀など）について、札幌市が実施しているそれらの所有者に対する具体的な是正指導及び措置が分かる文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）で非公開とした部分のうち、別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分については公開すべきであるが、その他の部分については非公開とすることが妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 48 号）第 4 条の規定による改正前の札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 8 月 16 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 4 年 8 月 30 日付け公文書一部公開決定通知書により原決定を行った。

(1) 対象公文書

- ア 指定道路第 1153 号対応記録（令和元年度からの対応）
- イ 指定道路第 1153 号対応記録（令和 2 年 6 月 25 日（木）対応）

(2) 本件非公開部分

- ア 個人（公務員を除く。）の氏名、家族構成及び土地が分かる部分（以下「非公開部分 1」という。）
- イ 所有者等からの具体的な聴取内容が分かる部分（以下「非公開部分 2」という。）

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 4 年 9 月 29 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審

査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定を取り消し、札幌市が行った指定道路上の法違反者（支障物の所有者）への具体的な是正指導、措置などの業務内容を公開するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

(1) 審査請求人の所有地は、接道義務を前提とする指定道路に面しているにも係わらず、当該指定道路上の違反建築物などにより、生命、健康、財産の保護のために定められている「接道義務」に抵触し、諮問庁から「再建築不可」と通告されるなど、著しい被害を被っている（以下「本件事案」という。）。

これに関し、被害者である審査請求人は、札幌市都市局建築指導部長（以下「担当部長」という。）から令和元年 12 月 5 日付けの公文書により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）違反者等に対する是正指導をする旨の連絡を受け、また、その後、担当部長から繰り返し法に則った是正指導をしている旨の連絡を受けている。

しかし、審査請求人の要請で是正された 1 件のほか 2 件の違反については、全く是正されていない。また、違反者等からは、諮問庁から具体的な是正箇所や寸法をはじめ、具体的な是正指導は受けていない旨を聞いている。

(2) 審査請求人は担当部長に違反者への具体的指導内容などを繰り返し聞いているが、担当部長は「条例第 7 条第 1 項（第 1 号が正。以下「第 1 号」と記載する。）に鑑み、（違反者）個人の権利・利益を害するおそれがあることから伝えられない」旨の理由をもって、一切教えてくれない。

そもそも、審査請求人は、本件事案の当事者（被害者）であり第三者ではない。また、審査請求人は法違反者により、審査請求人の権利・利益が害されている側であること、また、条例には（第 7 条第 1 号の）例外として（同号ただし書）イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められた情報」については公開される旨が記されている。本件事案は、正に（同号）ただし書イの内容に係わるものであることから、条例をもって、審査請求人に諮問庁が行っているとする法に則った指導内容など、解決に向けて必要な情報や知りたい一切の情報が教えられないとする担当部長の見解は、到底納得できるものではない。

(3) 本件請求は、以上の経緯から、審査請求人は本件事案の第三者ではないが、条例

- （第 7 条第 1 号ただし書）イの例外から諮問庁が行っている業務が公開されるのではないかと思い、あえてそのことを強調して請求したものである。
- (4) 原決定は、今までの理由と変わっていたが、事実上、審査請求人の知りたい諮問庁が行っている違反者（所有者）への具体的な是正指導、措置など業務内容を非公開とするもので、条例の第 1 条（目的）及び第 7 条（公文書の公開義務）に反し、違法不当である。
- (5) 公文書一部公開決定通知書には、公開しない部分として、(1) 個人の氏名…が分かる部分、(2) 所有者（違反者）等からの具体的な聴取内容が分かる部分とあり、それぞれの公開しない理由として、(1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり条例第 7 条第 1 号に該当する、(2) 所有者（違反者）などから任意で聴取した具体的な内容が分かるものであり、当該部分が公開されることになった場合、自身の発言が公になることを恐れ、聴取の協力や情報提供が得られにくくなり、正確な事実の把握が困難になる等、指定道路に関する助言・指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）に該当すると記載されている。
- (6) しかし、公開しない部分の(1)については、上記のとおり、本件は生命、健康、生活又は財産の保護に係わることであること、公開しない部分の(2)については、公開しない部分を「所有者（違反者）等の発言内容」とすれば、諮問庁が行っている違反者（所有者）への具体的な是正指導の内容・措置などの業務内容まで非公開とする必要はない。
- (7) 原決定の理由は、今までと同様、諮問庁が行っているとしている業務内容を非公開とするための詭弁（きべん）である。それは、令和 4 年 9 月 13 日付けの担当部長からの文書に記載されている「具体的指導内容については、文書の公開請求に対する令和 4 年 8 月 30 日付けの決定通知のとおり、お伝えすることはできません」の内容からも明白である。
- (8) 今回は公文書公開請求なので、違反者（所有者）の氏名、家族構成、土地が分かる部分やその違反者などの発言内容はともかく、諮問庁の業務内容（違反者に伝えたとされる調査結果、内部協議の結果、具体的な是正箇所や寸法などの説明や指導内容・措置など）は、条例の目的、義務からも公開しなければならない。原決定を撤回して、事実上、非公開とした諮問庁の業務内容（審査請求人が請求した内容）の公開を求める。
- (9) なお、一部公開された部分に、明らかな改ざん、捏造（ねつぞう）が認められること、また、公開された指導内容は、既に文書で関係者全員に配布された一般的な

内容であり、そのみで諮問庁は違反者（所有者）への是正指導はできないこと、また、それ以外の具体的な指導内容・説明などの業務内容は、全て非公開（黒塗り）となっていることを伝えておく。

(10) 弁明書の「本件請求の趣旨及び理由」の(2)アは、あたかも審査請求人が本件事案の当事者（被害者）であり、第三者ではないことを理由に、情報が公開されないことを不服に思い、審査請求をしたかのように捏造（ねつぞう）されている。これは本件請求の趣旨を曲解したものであり、原決定を正当化するための手法と思われるが、審査請求人は、条例の目的及び実施機関の公開義務を踏まえた上で、本件審査請求を行っている。（本件事案とは、審査請求人の所有地が、指定道路上の違反建築物により、接道義務に抵触し、諮問庁から再建築不可と通告されるなど著しい被害を受けている内容をいう。）

(11) 審査請求書に記載したとおり、担当部長は、本件事案の当事者である審査請求人（被害者）に対して、法違反者等に対する法に則った是正指導を行う約束をし、また、行っていると伝えながら、本件事案の第三者ではないのに、筋違いの条例第 7 条第 1 号の一文を引用して、諮問庁が行っている指導内容や、解決に必要な市民が知りたい情報の一切を教えてもらえなかった。

(12) 担当部長が引用した条例には、第 7 条第 1 号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くと例外が記載されていたので、本件事案はそれに該当することから、審査請求人は本件事案の第三者ではないが、諮問庁が行っている業務が公開されるのではないかと思い、あえて（同号ただし書）イを強調して本件請求を行ったものである。したがって、審査請求人は本件事案の当事者（被害者）であり、第三者ではないとの主張は、本件請求の趣旨として使用したものであり、本件審査請求の趣旨において使用したのではない。

(13) 非公開部分 1 に関する反論

ア 弁明書では、審査請求人は原決定に関する対象公文書の内容に関して当事者（被害者）であり、非公開部分 1 については、生命、健康、生活又は財産を保護するために公開すべきであると主張するとあるが、これは事実と相違している。上記のとおり、審査請求人は、本件事案の当事者（被害者）であることを理由に、これらの情報を公開すべきとは主張していない。

イ 審査請求人は、本件事案の当事者であるから、本件非公開部分が公開されなくても、個人の氏名、家族構成及び土地が分かる。ただ、非公開部分 1 は、条例第 7 条第 1 号の例外であるただし書イに該当するので、公開しても良いのではない

かとも思う。しかし、原決定は、これまでのように、条例をもって諮問庁の業務内容をも非公開とするのではないので、審査請求書に記載のとおり、これらの公開を強く主張するものではない。

ウ なお、「ところで、指定道路内の支障状況については、指定道路とそれに接する土地の地権者が所管課に照会すれば、支障の解消に必要な情報（支障が発生している箇所等）を提供することとしているため、非公開部分 1 を公開しなくても、地権者同士で協議するなどにより指定道路の支障の解消を行うことが可能である。」とあるが、前記のように、それらの情報は、審査請求人が当事者であり第三者ではないにも係わらず、担当部長から、令和 2 年 2 月 27 日付けの文書などにて、筋違いの条例の一部分を引用して、「具体的な指導内容や期限等を第三者に公にすることは、所有者（法違反者）の権利利益を害するおそれがあることがあると認められる（条例第 7 条第 1 号に該当する）ことから、これらの情報は、所有者等以外へは公開できないものとしています。そのため、詳しい内容をお伝えすることができませんので、ご理解くださいますようお願い致します。」という旨の連絡があり、それ以降現在まで、当事者に（被害者にも違反者にも）知らされていない。

エ また、諮問庁から、法違反者個別に、具体的な是正箇所や寸法を知らせ、是正を求める行政指導の文書さえ、未だに送付されていない状況である。そのような状況で、地権者同士の協議で、指定道路の支障の解消を行うことは不可能である。

オ なお、指定道路の維持・管理のうち、地権者に委ねられているのは、法による規制以外の範囲であり、本件事案のような接道義務（法第 43 条）に係わる違反については、法第 44 条及び第 45 条により規制され、地権者同士の協議での解消ではなく、特定行政庁である諮問庁に是正の権限が与えられている。その権限の行使は、諮問庁の裁量に委ねられているとはいえ、本件事案については、前記のように、諮問庁が法違反者に対する法に則った是正指導・措置を行うことを被害者に約束し、それを行っている旨の報告を受けている。

(14) 非公開部分 2 に関する反論

ア 非公開部分 2 についての諮問庁の弁明は、諮問庁からの令和 4 年 8 月 30 日付け公文書一部公開決定通知書に記載された内容以上のことは記されていない。諮問庁の原決定における非公開の理由は、法違反者等に対する聴取は、あくまで任意の協力によるものであるので、法違反者の発言が公開されると、自身の発言が公になることを恐れ、今後の任意の情報提供や協力が得られなくなり、事実の把握や必要な助言・指導を行うことが困難となるなど、指定道路に関する業務の適

正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められると記されている。

イ しかし、審査請求人からの審査請求書に記載のとおり、上記アの理由ならば、「非公開部分」を違反者等から聴取した内容のうち、「違反者の発言内容」とすれば良いだけで、これを理由に、市民が知りたい、諮問庁が行っていると報告している法違反者に対する具体的な是正指導、措置などの業務内容まで非公開とする必要はない。原決定に係る弁明は、諮問庁の業務内容等を非公開とするために、それまでに引用していた条例第 7 条第 1 号に代え、同条第 5 号オを引用したに過ぎない。

ウ このことは、公文書一部公開決定通知書の送付直後に送付された、令和 4 年 9 月 13 日付けの担当部長からの文書中「具体的指導内容については、公開請求に対する決定書のとおり、お伝えすることはできません」との記載内容からも明白である。

エ これもまた、法違反者の擁護を装い、条例の目的及び実施機関の公開義務を全うされていないものであり、本件事案についての諮問庁の是正指導・措置等の業務の意味、必要性をも全く理解されていないものであると言わざるを得ない。

(15) 上記(10)から(14)までにより、諮問庁の原決定に係る理由及び弁明は、それまでの条例第 7 条第 1 号に代え、同条第 5 号オを引用したもので、そもそも非公開の理由が変わること自体、原決定の正当な理由がないことを示している。

(16) 本件事案に関して諮問庁が行っている業務について、諮問庁に対して、当事者（被害者）として聞いても、条例を引用して開示されないし、第三者として公文書公開請求を行っても条例を引用して開示されない。とすると、条例は一体誰のため、何のためにあるのか、甚だ疑問である。条例の第 1 条（目的）には、「この条例は、日本国憲法が保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とある。

また、条例第 7 条（実施機関の公開義務）には、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」とある。

(17) 以上のことから、今回の諮問庁の原決定は、この弁明書をもってしても、違法不当であることは明白である。原決定を取り消し、諮問庁が行ったと報告している指定道路上の法違反者（支障物の所有者）への具体的な是正指導・措置などの業務内

容を公開するとの裁決を求める。

- (18) なお、そもそも諮問庁は、本件事案の相談当初（平成 31 年 4 月）から、一貫して「事案の問題解決は、市の業務ではない、民民間の解決による。」と説明している。たまたま審査請求人がその説明に疑問を持ち、本件事案の問題解決は、法第 45 条に基づき諮問庁に是正の権限があることを知り、また、市議会議員の力を借りて、担当部長から、法違反者に対する法に則った是正指導をする旨の約束をしてもらったものである。しかし、その実態はない。（審査請求人の要請で是正された 1 件のほか、2 件の違反は全く是正されていない。違反者からは、諮問庁から具体的な是正指導を受けていない等の報告を受けている。また、諮問庁は本件事案の業務について、諮問庁の業務であるとの認識がない。）
- (19) 上記のように、諮問庁の原決定の理由、弁明はどれも妥当性のないものである。さらに、令和 4 年 9 月 5 日に公開された公文書は、ほとんどが非公開（黒塗り）であるが、公開された部分に、明らかに捏造（ねつぞう）が認められる。
- (20) 以上のことから、この公文書は、諮問庁が是正指導・措置の業務をしていないことを隠蔽し、あたかも業務をしているかのように見せかけるために（黒塗り部分を含め）、作成（捏造（ねつぞう））されたものであると確信するものである。万が一、審査請求人の見解に相違があると主張するのであれば、諮問庁の今までの業務に関する審査請求人の疑問について、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。
- (21) 公文書公開なので、何人にも知らせることができる情報であることは承知している。しかし、公開された公文書はことごとく黒塗りにしてある。これでは条例の意味がない。非公開にするために、条例が使われているとしか思えない。要するに情報公開の目的及び趣旨が全く分かっていないと思う。
- (22) 公開しない部分には、個人の氏名、家族構成、土地が分かる部分、それから所有者等の具体的な聴取内容が分かる部分があるが、今まで、審査請求人に違反者の権利利益を害するという理由で指導内容を一切教えられないと言っていた。原決定では、条例第 7 条第 1 号は、個人の氏名、家族構成、土地が分かる部分に使われていて、肝心の指導内容が分かる部分を非公開にした理由としては、所有者等からの具体的な聴取内容が分かる部分が公開されることになった場合、自身の発言内容が公になることを恐れて、聴取の協力や情報提供が得られなくなり、正確な事実の把握が困難となる等、指定道路に関する助言指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるためということで、今まで引用されていた条例に代わって、条例第 7 条第 5 号に該当するということから、全て、審査請求人が知りたいと思う行政の指導内容を非公開とした。この理由ならば、違反者から聴取した発言内容だけを非

公開にすればよく、諮問庁が行った指導内容まで非公開にする必要はない。これは明らかに是正指導をしていないことを隠そうとしているとしか思えない。

(23) 本件事案は、市民の生活、生命、財産の保護に関する問題、それから公益の保護に関する問題で、条例第 7 条第 1 号でも例外イに該当するものであるということと、条例にはさらに第 9 条（公益上の理由による裁量的公開）という項目があることに気が付いた。これは審査請求書には記載していないが、公益上の理由による裁量的公開という項目があることが分かった。これは、実施機関は公開請求に係る公文書に非公開情報が記載された場合でも、公益上特に必要があると認めるときには、公開請求者に対して、当該非公開情報を公開することができるというもので、これも該当すると思ったが、そういうような認識が全くない。とにかく是正指導していないことを隠そうとしているとしか思えなかった。

(24) 諮問庁が違反をいつまでも放置していることは、そのルールを守っている土地所有者からどう見えるかと言ったら、諮問庁が市民に対して公平公正な業務をしているとは受け取れない。正直者が馬鹿を見ることになってしまい、諮問庁は毅然（きぜん）として違反者に対する是正指導措置をとっていることを、むしろ公開してほかに示す必要があると思う。これについてはぜひ、発言者の内容を隠してもいいが、本当にやっているならば、やましいことがなければ、非公開にしている部分を取り消して、その是正箇所、審査請求人が知りたい違反是正箇所の業務の公開を求める。

(25) 令和 2 年 2 月 27 日に担当部長が条例を悪用して情報公開を拒否したのが、この問題の一部の根幹であり、その公文書も掲げている。本件請求に当たり、諮問庁は非公開の理由を書き換えてきたが、そのことについて何の説明もしない。それともう一つは、個人情報を開示しなければならないという例外事項があるが（中略）原決定においては、非公開の理由に同号ただし書アからウまでには該当しないとの記載があって驚いた。同号ただし書に該当しないとしていながら、それに対する説明は何もない。

(26) 反論書に記載したが、条例の目的は、市民の知る権利を具体化するためのものであり、市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、市民の参加と監視のもとにある公正で民主的な市政の発展に寄与すること目的とするものである。要するに諮問庁がやっていることは、条例の目的とは真逆のことをしていると言わざるを得ず、強く抗議したい。

(27) 条例第 7 条第 1 号を使って、審査請求人に知らせられない指導内容とか、違反者個人の権利と利益を害するおそれがあるという理由をもって知らせられない、一切の情報を知らせてくれない。審査請求人が被っている権利、財産権、色々な権利、

それから公益の保護を上回って行政が擁護しなければならない具体的な違反者の権利利益は何か。

(28) 諮問庁は平素から指定道路上の問題を、他の一般私道と同じであるかのように市民に説明し、『指定道路は「私道」「私有地」である、「維持管理は（全て）私人に委ねられている」、だから行政は介入できない、民民間の解決による。』として、法第 45 条に則った業務をしていない。審査請求人は、この諮問庁の説明に疑問を抱き、諮問庁を追求した結果、担当部長から、諮問庁が指定道路の現状復帰に向け、法違反者（指定道路上の支障物の所有者）に対する是正指導業務を行うことを約束してもらったものである。

(29) 公文書一部公開決定理由説明書（以下「理由説明書」という。）の「4 原決定で非公開とした部分」は、表向きの部分であり、事実上、審査請求人が公開請求した業務内容を非公開としたものである。また、諮問庁もそれを認めている。違法不当であるのは、これらを表向きの処分として、事実上、市民の知りたい情報（諮問庁の業務内容）を非公開（黒塗り）とした処分である。

審査請求人の本件請求の目的は、諮問庁が市民に約束し、行っていると報告された法第 45 条に基づく業務状況（指定道路の原状復帰に向けた指定道路上の支障物の所有者への是正指導）を知るためである。本当に諮問庁は法に則った業務を行っているのか。関係地権者として、諮問庁に支障の解消に必要な情報を聞いても教えてもらえず、また、業務の実体がないため、今後の解決に向けて、業務（是正指導）の内容・状況が分かる公文書の公開を請求したものである。

(30) したがって、理由説明書の「4 原決定で非公開とした部分」の(1)個人の氏名、家族構成、土地が分かる部分及び(2)所有者などからの具体的な聴取内容が分かる部分は、いずれも、表向きの部分であり、あたかも原決定が妥当であるかのように書かれたものと思われる。

(31) 諮問庁が原決定で非公開とした部分は、事実上、審査請求人が請求した諮問庁の業務（是正指導）内容を非公開にしたものであることは、審査請求人の令和 4 年 12 月 19 日付け反論書の添付資料 3（諮問庁からの令和 4 年 9 月 13 日付けの文書）の記載内容「具体的な指導内容については請求に対する令和 4 年 8 月 30 日付け決定書のとおり、お伝えすることができません」及び理由説明書 8 (3)の内容から、諮問庁も自認していることが分かる。

(32) 上記(29)から(31)までを踏まえると、理由説明書 8 (3)における請求人の主張には理由がないとの判断は、事実と反する理由を前提としたものであること、諮問庁は法を市民に遵守させる立場でありながら、位置指定道路やその関連法、その趣旨

の正しい理解に基づく判断となっていないことから、原決定（事実上、業務内容を非公開とする）を維持する理由はないといえる。

(33) 非公開部分 1 に係る意見

ア 諮問庁は、条例第 7 条第 1 号ただし書イについて、「個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要が上回る時」「限定的に適用されるもので、他に情報提供の手段がある場合はその手段にするべきであり、本件は市が関係地権者に指定道路の支障の解消に必要な情報を提供している。」との理由をもって、この（同号）ただし書イを適用して公開する必要があるとしている。この説明は、原決定で非公開とした部分（個人の氏名、家族構成、土地が分かる部分）のみならず、諮問庁が行っているとされる是正指導の内容をも非公開としている理由と受け取れる。

イ しかし、実際は、諮問庁は現在まで関係地権者にさえ、当該指定道路の支障解消に必要な情報（他の関係地権者の所有地が再建築可となるのに必要な具体的な是正箇所や寸法等）を何度聞いても教えない。また、敷地の再建築の可否の判断は、諮問庁に委ねられていることから、諮問庁から以外に当該指定道路の支障解消に必要な情報提供の手段はない。諮問庁の判断は、事実と反した理由を前提にしたものである。

ウ また、指定道路上の支障物は、他の関係地権者の所有地を再建築不可とするなど、他の関係地権者の権利・利益を著しく害するだけでなく、法第 43 条で定められた接道義務は、建築物の敷地に関し、道路との関係において、防火上、避難上、交通上等、支障がない位置関係を保つようその最低基準を定めることによって、国民の生命・健康・財産の保護を図り、もって生活環境の向上と公共の福祉の増進に資そうとする目的で定められているものである（接道義務の趣旨）。その上、指定道路は他の私道とは異なり、一般交通の用に供する道路であり、公益性のある道路である（申請により指定道路部分の土地の固定資産税が非課税となる所以）。関係地権者だけの問題、必要な情報ではない。

エ 一方、指定道路部分の土地（法違反者の土地）は、法第 44 条及び第 45 条により制限され、土地所有者でも自由に使用できない、原則として私権の及ばない土地である。また、指定道路の情報や違反の状態は他から見て分かること、また、必要があれば土地の登記簿は誰でも取得でき、所有者を知ることができるものでもある。

オ 以上より、指定道路上の法違反者のそれら個人情報（事実上の是正指導業務を

含む。)を公にすることによって害される個人の権利利益より、法違反によって害される関係地権者をはじめ、社会の権利・利益が上回ることは明白である。諮問庁の原決定（事実上の是正業務の内容を非公開とする）を維持する理由はない。

(34) 非公開部分 2 に係る意見

諮問庁は「市が土地所有者等に対して助言・指導を行った内容が公開された場合は、その内容が公になることを恐れ（中略）今後の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる」とあるが、そもそも指定道路の指定を受け、遵守すべき法を怠っている土地所有者に対して、諮問庁が法第 45 条に則った助言、指導を行うことは当然のことである。法第 45 条は、条例第 7 条第 1 号ただし書アの法令により公にされている情報に該当することから、非公開にする理由はない。むしろ、諮問庁が法違反者に対して、毅然（きぜん）として法に則った指導を行っていることを公開することは、当該指定道路の関係者のみならず、法を遵守している他の多くの土地所有者など市民に対して必要なことである。「法の下での平等」である。法違反者の個人情報に係わる発言内容（経済状況など）はともかく、諮問庁の法に則った是正指導の業務まで非公開にする理由はない。

(35) 公益上の理由による裁量的公開（条例第 9 条）に係る意見

諮問庁は、条例第 7 条第 1 号ただし書イの場合と同様の理由をもって、「条例第 9 条を適用するまでもなく、関係地権者は指定道路の支障の解消に必要な情報を得ることが可能であるから、本件非公開部分は、条例第 9 条を適用して、公開する必要はない。」とあるが、この説明は上記(33)で記載したとおり、事実と反することを前提とした判断である。法第 43 条の接道義務の趣旨からも、また、指定道路が「一般交通の用（公共の用）に供する道路」であることから、正にその是正業務は「公益上の理由」に該当する。関係地権者だけに必要な情報ではない。非公開とする理由はない。

(36) その他の主張（非公開の根拠条文が異なることについて）に係る意見

諮問庁は、令和 2 年 2 月 27 日付けなどで交付した文書で引用した条文と原決定の根拠条文が異なることについて、審査請求人の問い合わせの内容と公開請求の内容が全く同じで無いためあり得ることと説明しているが、審査請求人はいずれの場合も本件指定道路の業務（是正指導）内容について聞いている。したがって、業務（是正指導）内容を非公開とする根拠条文が異なっていることは明らかで、そもそも根拠条文が変わること自体、原決定の正当な理由がないことを示していることにほかならない。諮問庁が行っている法に則った是正業務の内容を非公開とする理由はない。

- (37) よって、原決定を表向きの非公開部分として、諮問庁の業務（是正指導）内容を非公開とする処分は、条例第 1 条の目的及び第 7 条から違法不当である。事実上、非公開とした諮問庁の業務（指定道路の是正指導）内容を公開せよとの裁決を求める。
- (38) 原決定（表向きの非公開部分）は、事実上の諮問庁の是正業務を非公開にすることを隠し、諮問庁の決定があたかも妥当であるとの判断を得るための工夫（工作）と思われるが、そこまでして、諮問庁の是正業務を非公開としなければならない理由は何か。諮問庁の是正業務の実体がないことから、公開された公文書は、黒塗り部分を含めて、是正業務をしていないことを隠蔽するために、あたかも是正指導しているかのように捏造（ねつぞう）されたものと考えざるを得ない。いまだに市から、今までの諮問庁の説明の矛盾等、審査請求人の疑問に対する回答はない。
- (39) 一連の諮問庁の対応は、一方的に何の過失も無い市民に権利・利益を害する通告（再建築不可）をしながら、他方で業務の怠慢のために、法違反者の権利・利益を擁護し、被害を受けている市民に対して、何ら解決に向けた諮問庁の業務や情報すら提供もしない。法第 45 条第 2 項は、諮問庁の裁量に委ねられているとはいえ、市民に約束しながら無責任極まりない。強く抗議するものである。
- (40) 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年条例第 36 号）第 16 条において準用する行政不服審査法第 75 条第 1 項の規定により審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えた際（以下「口頭意見陳述」という。）、審査請求人及び補佐人から、上記に加えて、次の主張があった。
- ア 理由説明書 2 (1) では、審査請求の趣旨として「原決定を取り消し、非公開とした部分を公開するとの裁決を求める」と記載されているが、趣旨が変えられている。審査請求書では「市担当部が行った指定道路上の（支障物の所有者）への具体的な是正指導、措置などの業務内容を公開するとの裁決を求める」と、あくまでも諮問庁が行った業務内容（指定道路の原状復帰に向けた法第 45 条に則った是正業務）を公開することを求めているのであり、原決定で非公開とした、個人の氏名、家族構成、土地が分かる部分や、所有者等からの具体的な聴取内容が分かる部分を公開しなさいとは言っていない。その点を訂正していただきたい。
- イ 理由説明書 2 (2) の理由のうち、アについては、既に反論書で記載したとおり、公文書公開請求の理由であり、審査請求の理由ではないので、削除していただきたい。また、エについては、「所有者（違反者）等の発言内容であるとすれば」と記載されているが、審査請求書では「発言内容とすれば」と記載しており、意味が変わってしまうので、「である」という部分を削除していただきたい。

ウ 理由説明書 8 (3) アの非公開部分 1 について、「請求人は、非公開部分 1 が条例第 7 条第 1 号ただし書イに該当し、公開すべきであると主張する」とあるが、既に主張しているとおりの、これまでのように諮問庁の指導内容まで非公開とするものでなければ、この点について強く主張するものではない。

エ 理由説明書 8 (3) ウ (7) の公益上の理由による裁量的公開については、行政不服審査法第 31 条第 1 項の規定により口頭で意見を述べた際に、審査請求人が条例第 9 条の規定に気が付いて、このような規定があるくらいなので公開して欲しいということを行ったまでであり、これについても特に主張するわけではない。

オ 審査請求人としては、改めて、諮問庁から、原決定の根拠条文を明らかにして、審査請求の趣旨に沿った文書を提出していただき、それに対して、審査請求人が意見書を記載し、それらをもって審議していただくのが一番良いと思っている。

カ 諮問庁の資料をもとに、当該道路が指定道路であることを知らせて、支障箇所はどこをどれだけ是正したら良いのか、いつまでに、なぜ是正しなければならないのか、そういうことを最低限、公開していただきたい。

第 4 諮問庁の説明要旨

1 原決定について

(1) 非公開部分 1 について

非公開部分 1 は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）の本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(2) 非公開部分 2 について

指定道路内に建築物等の越境など、法違反の疑いがあった場合、その事実等の確認や必要な助言・指導を行うため、現地に赴いて状況を確認するとともに、土地所有者等に対し、土地の所有状況及び違反の疑いのある状況についてその経緯などを聞き取る調査を行うが、これら土地所有者等に対する聴取はあくまで任意の協力によるものである。

非公開部分 2 には、諮問庁が指定道路内の土地所有者等から任意の協力を得て聴き取り、又は確認した内容、諮問庁が土地所有者等に対して助言・指導を行った内容等が具体的に記録されているが、これらの内容は、当該所有者等からすれば公になることは当然想定していないものである。

そのため、非公開部分 2 が公開された場合には、これらの内容が公になることを

恐れ、今後の指定道路に関する業務において、任意の情報提供や協力が得られなくなり、事実の把握や必要な助言・指導を行うことが困難となるなど、指定道路に関する業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって、非公開部分 2 は、条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）に定める非公開情報に該当する。

2 審査請求人の主張について

(1) 非公開部分 1 について

審査請求人は、非公開部分 1 が条例第 7 条第 1 号ただし書イに該当し、公開すべきであると主張する。

条例第 7 条第 1 号ただし書イは、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回る時には、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないとするものである。この規定は、本来非公開情報として保護されるべき個人情報を例外的に公開する規定であるため、限定的に適用すべきものであり、他に情報提供の手段がある場合はその手段によることとすべきである。

本件については、諮問庁は、関係地権者から照会があれば、指定道路のどの箇所が支障しているのかという、当該指定道路の支障の解消に必要な情報を提供することとしている。

このため、条例第 7 条第 1 号ただし書イを適用するまでもなく、関係地権者は指定道路の支障の解消に必要な情報を得ることが可能であるから、非公開部分 1 は、条例第 7 条第 1 号ただし書イを適用して公開する必要がない。

(2) 審査請求人は、非公開部分 2 について、非公開とする部分を土地所有者等から聴取した内容のうち土地所有者等の発言内容とすれば良いだけで、これを理由に土地所有者等に対する具体的な是正指導等の業務内容まで非公開とする必要はないと主張する。

しかし、上記 1 (2) で述べたとおり、非公開部分 2 のうち諮問庁が土地所有者等に対して助言・指導を行った内容が公開された場合には、その内容が公になることを恐れ、今後の指定道路に関する業務において、土地所有者等から任意の情報提供や協力が得られなくなり、事実の把握や必要な助言・指導を行うことが困難となるなど、指定道路に関する業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって、非公開部分 2 は、条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）

に定める非公開情報に該当する。

(3) その他の主張について

ア 公益上の理由による裁量的公開について

審査請求人は、条例第 9 条の規定により本件非公開部分を公開すべきであると主張する。

条例第 9 条は、公開請求に係る公文書に非公開情報（条例第 7 条第 6 号に該当する情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができると規定している。

この規定は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。非公開情報であっても公開するという例外規定であり、本来非公開とすべき非公開情報を公開することから、限定的に適用すべきものであり、他に情報提供の手段がある場合はその手段によることとすべきである。

本件については、上記 2 (1) で述べたとおり、諮問庁は、関係地権者から照会があれば、指定道路のどの箇所では何が支障しているのかという、当該指定道路の支障の解消に必要な情報を提供することとしている。

このため、条例第 9 条を適用するまでもなく、関係地権者は指定道路の支障の解消に必要な情報を得ることが可能であるから、本件非公開部分は、条例第 9 条を適用して公開する必要がない。

イ その他の主張について

審査請求人は、原決定の理由と弁明について、それまでの条例第 7 条第 1 号に代え、条例第 7 条第 5 号オを引用したものであり、非公開の理由が変わること自体、原決定に正当な理由はないことを示していると主張している。

これは、諮問庁が令和 2 年 2 月 27 日付けで審査請求人に対して交付した文書で引用した条文と、原決定に係る通知における根拠条文が異なるため、同日から非公開の理由が変更されたと主張していると思料されるが、当該文書は問合せに対する回答文書であり、当該文書による問合せの内容と本件対象公文書に係る公開請求の内容が全く同じというわけではないことから、根拠条文が異なることは十分起こり得るものである。

また、当該問合せは公開請求手続によるものではないことから、原決定に影響を与えるものではなく、原決定時点から非公開の理由は変えてはいないことから、

審査請求人の主張は、原決定を違法又は不当とする理由とはならない。

さらに、審査請求人は、条例第 1 条及び第 7 条の規定から、原決定は違法不当であると主張する。しかし、原決定については、前述のとおり条例の規定に従って行われたものであり、違法不当な点はない。

第 5 審査会の判断

1 指定道路について

法第 42 条第 5 号の規定による指定道路は、法第 43 条第 1 項に定める接道要件の対象となる道路の一つであり、土地を建築物の敷地として利用するため、道路とする土地の権利者全員の承諾をもって、自ら政令（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 に定める基準に適合するように築造し、申請に基づいて特定行政庁からその位置の指定を受けた、私人が所有する私道をいう。

法における道路に関しては、法第 42 条第 1 項各号のいずれかに該当する幅員が 4 m 以上のものであること（法第 42 条第 1 項）、建築物の敷地は道路に 2 m 以上接しなければならないこと（法第 43 条第 1 項）、建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、築造してはならないこと（法第 44 条第 1 項）が定められている。

また、法第 45 条第 1 項において、私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項の規定に抵触することとなる場合に、特定行政庁がその私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限できることを規定するとともに、同条第 2 項において、その手続を定めている。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件指定道路（第 1153 号）上にある支障物（塀等）について、諮問庁（担当：札幌市建築指導部建築確認課指定道路係）が当該支障物を所有する土地所有者等に聴取等を行った際に作成した記録である。

3 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は原決定を取り消し、諮問庁が行った本件指定道路の法違反者への具体的な是正指導業務の内容の公開を求めているのに対して、諮問庁は本件非公開部分が条例第 7 条の各号に規定する非公開情報に該当すると主張していることから、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）について

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する場合には、本号本文で規定する非公開情報に当たらないとしている。

イ 条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）について

条例第 7 条第 5 号オは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

ウ 条例第 9 条（公益上の理由による裁量的公開）について

条例第 9 条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第 7 条第 6 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる」ことを定めたものである。

(2) 本件非公開部分について

諮問庁から、本件非公開部分について理由別に整理した対象公文書の提出があり、当審査会においてその内容を見分したところ、本件非公開部分は次の 3 つに分類され、その具体的な箇所は別表の「原決定で非公開とした部分」のとおりである。

ア 非公開部分 A

個人（公務員を除く。）の氏名、家族構成及び土地が分かる部分（条例第 7 条第 1 号本文に該当するとして非公開とした部分）

イ 非公開部分 B

土地所有者等からの具体的な聴取内容が分かる部分（条例第 7 条第 5 号オに該当するとして非公開とした部分）

ウ 非公開部分 C

個人（公務員を除く。）の氏名、家族構成及び土地が分かる部分であり、かつ、土地所有者等からの具体的な聴取内容が分かる部分（条例第 7 条第 1 号本文及び

第 5 号オに該当するとして非公開とした部分)

(3) 非公開情報該当性について

ア 非公開部分 A について

非公開部分 A について、当審査会において対象公文書を見分したところ、土地所有者等の氏名、家族構成、生活状況、土地等が分かる部分であり、これらは個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開とすることが妥当である。

イ 非公開部分 B について

非公開部分 B には、本件指定道路内の支障物等について、諮問庁が土地所有者等から任意の協力を得て聴き取り、又は確認した内容や、諮問庁が土地所有者等に対して助言・指導を行った内容等が具体的に記録されている。

指定道路上の支障物に係る対応等について当審査会が諮問庁に確認したところ、その概要は次のとおりであった。

- (ア) 支障物等に関する通報等があった場合は、諮問庁が調査を行い、指定道路に係る違反建築物等があることが明らかとなった場合は、是正に向けて行政指導を行っている。ただし、行政指導を続けた後も是正の意思がなく、諮問庁が必要と判断した場合には、法に基づき命令等の行政処分を行うこととなる。
- (イ) 本件指定道路についても現地調査を行い、支障物に関して、諮問庁から土地所有者等に対して行政指導を行っている。
- (ウ) 指定道路の支障物件の土地所有者等から照会があれば、指定道路のどの箇所では何が支障しているのかという、当該指定道路の支障の解消に必要な情報を提供することとしている。それ以外の土地所有者等に具体的な支障箇所を教えるわけではないが、関係地権者に限らず、求めがあれば指定道路調書や道路台帳図を提供しており、指定道路調書の位置図と現地を照合することで、幅員（4 m）が確保されていない箇所などを確認することが可能である。
- (エ) 本件指定道路については、申請時期が古く、諮問庁が対応した時点において、現地において道路境界標などが設置されておらず、指定道路の具体的な境界線が確定していない状態であった。このため、現地において支障物をどれくらい是正すれば良いのか具体的に了知できない状態であり、仮に土地所有者が行政指導に従わなかった場合でも、諮問庁は法に基づく是正命令を発することができない。また、法違反状態をそのまま放置すると著しく保安上危険になる又は

著しく衛生上有害になるといった事情も認められず、是正命令を発しなればならないような、特段の緊急性もない。

上記の(ア)から(エ)までの事情を踏まえると、諮問庁が本件指定道路の支障解消に向けた是正指導業務を行うに当たっては、土地所有者等の任意の協力が必要であると考えられる。そのため、非公開部分Bのうち、土地所有者等の発言内容や、諮問庁の職員の発言内容中土地所有者等の情報を推認させるものが公開された場合には、これらの内容が公になることを恐れ、今後の指定道路に関する是正指導業務において、土地所有者等から任意の情報提供や協力が得られなくなり、事実の把握や必要な助言・指導を行うことが困難となるなど、諮問庁が行う指定道路に関する是正指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号オに該当する。

しかし、当審査会において対象公文書を見分したところ、非公開部分Bには、諮問庁の職員の発言内容のうち、指定道路に関する是正指導業務を行う上での一般的な説明事項や本件指定道路に関する単なる事実関係等の情報であって、土地所有者等の情報を推認させるものではない部分（以下「事実関係等情報」という。）が含まれており、当該部分については、公開しても諮問庁の指定道路に関する是正指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは認められず、条例第7条第5号オに該当しないことから、公開すべきである。

以上により、非公開部分Bのうち、事実関係等情報である別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分については、条例第7条第5号オに該当しないことから公開すべきであるが、残りの部分については、条例第7条第5号オに該当するため、非公開とすることが妥当である。

ウ 非公開部分Cについて

非公開部分Cについて、当審査会において対象公文書を見分したところ、上記イと同様に、事実関係等情報に当たる部分があり、当該部分については条例第7条第5号オに該当せず、また、同条第1号本文にも該当しないことから、公開すべきである。

事実関係等情報を除いた残りの部分については、上記イと同様に、公開された場合には、土地所有者等の発言内容や、諮問庁の職員の発言内容中土地所有者等の情報を推認させるものが公になることを恐れ、今後の指定道路に関する是正指導業務において、土地所有者等から任意の情報提供や協力が得られなくなり、事実の把握や必要な助言・指導を行うことが困難となるなど、諮問庁が行う指定道路に関する是正指導業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められること

から、条例第 7 条第 5 号オに該当する。

以上により、非公開部分 C のうち、事実関係等情報である別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分については、条例第 7 条第 1 号本文及び第 5 号オのいずれにも該当しないことから公開すべきであるが、残りの部分については、条例第 7 条第 5 号オに該当するため、同条第 1 号本文について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 3 月 17 日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和 5 年 3 月 24 日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和 6 年 1 月 29 日 (第 204 回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和 6 年 5 月 17 日 (第 205 回審査会)	審査請求人からの意見聴取、諮問庁からの事情聴取及び審議
令和 6 年 7 月 4 日 (第 206 回審査会)	審議
令和 6 年 7 月 31 日 (第 207 回審査会)	審議
令和 6 年 9 月 3 日 (第 208 回審査会)	審議

令和 6 年 10 月 25 日 (第209回審査会)	審議
令和 6 年 11 月 26 日	答申

【別表】

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 A （条例第 7 条 第 1 号本文に 該当するとし て非公開とし た部分）	◇指定道路 1153 号対応記録（令和元年度からの対応） 【共通】 ・「●：」又は「●）」と表示された 発言者の氏名（市を除く。） 【1 ページ目】 ・記録表の上の 1 行 ・R1. 6. 20（木）の記録中、非公開と した部分 ・R1. 6. 24（月）の記録中、1 行目か ら 4 行目までで非公開とした部分 ・R1. 12. 12（木）の記録中、非公開 とした部分 ・R2. 1. 25（土）の記録中、1 行目及 び 2 行目で非公開とした部分 【3 ページ目】 ・R2. 2. 13（木）の記録中、1 行目、 24 行目及び 26 行目から 27 行目まで で非公開とした部分 【4 ページ目】 ・R3. 11. 15（月）の記録中、1 行目で 非公開とした部分 【5 ページ目】 ・記録表の上の 1 行 ・R1. 10. 24（木）の記録中、1 行目か ら 3 行目まで及び 6 行目で非公開と した部分 ・R1. 12. 17（火）の記録中、非公開と した部分 ・R1. 12. 25（水）の記録中、1 行目で 非公開とした部分	なし

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 A (続き)	【 8 ページ目】 ・ R2. 7. 6 (月) の日時欄の 3 行目 【 9 ページ目】 ・ 記録表の上の 1 行 ・ R1. 10. 24 (木) の記録中、1 行目、4 行目から 5 行目まで、7 行目及び 10 行目で非公開とした部分 【10 ページ目】 ・ ◇今後の対応の記録中、非公開とした部分 ・ R2. 7. 1 (水) の記録中、1 行目、2 行目及び 26 行目から 27 行目までで非公開とした部分 ・ R2. 9. 16 (水) の記録中、1 行目で非公開とした部分 【11 ページ目】 ・ R2. 9. 17 (木) の記録中、1 行目で非公開とした部分 ・ R2. 9. 24 (木) の記録中、1 行目で非公開とした部分 【12 ページ目】 ・ R2. 11. 11 (水) の記録中、1 行目から 7 行目までで非公開とした部分 【13 ページ目】 ・ R2. 11. 11 (水) の記録中、12 行目で非公開とした部分 ・ R2. 11. 24 (火) の記録中、1 行目で非公開とした部分 【14 ページ目】 ・ R4. 5. 25 (水) の記録中、1 行目で非公開とした部分	なし

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 A (続き)	◇指定道路 1153 号対応記録（令和 2 年 6 月 25 日（木）対応） 【 1 ページ目】 ・場所の一部及び対象者 ・訪問目的中、個人の氏名（冒頭 2 文字） ・表の中段にある表題中、個人の氏名（＜●●の氏の話＞）	なし
非公開部分 B (条例第 7 条第 5 号オに該当するとして非公開とした部分)	◇指定道路 1153 号対応記録（令和元年度からの対応） 【 1 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、6 行目から 7 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 2 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、6 行目、7 行目、22 行目、34 行目から 36 行目まで及び 38 行目から 39 行目までの発言内容 【 3 ページ目】 ・ R2. 2. 13（木）の記録中、21 行目から 22 行目までの発言内容 【 5 ページ目】 ・ R1. 12. 25（水）の記録中、6 行目の発言内容で非公開とした部分 【 6 ページ目】 ・ R1. 12. 25（水）の記録中、8 行目、9 行目、11 行目から 20 行目までの発言内容 ・ R2. 2. 19（水）の記録中、11 行目から 12 行目までの発言内容	【 1 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、6 行目から 7 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 2 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、7 行目及び 22 行目並びに 34 行目の 24 文字目から 36 行目までの発言内容 【 5 ページ目】 ・ R1. 12. 25（水）の記録中、6 行目の発言内容で非公開とした部分 【 6 ページ目】 ・ R1. 12. 25（水）の記録中、9 行目及び 11 行目から 13 行目までの発言内容

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 B (続き)	【 7 ページ目】 ・ R2. 2. 19（水）の記録中、1 行目の発言内容 ・ R2. 2. 26（水）の記録中、4 行目から 5 行目まで、15 行目、16 行目、19 行目、20 行目から 22 行目まで及び 31 行目の発言内容で非公開とした部分 【 8 ページ目】 ・ R2. 2. 26（水）の記録中、3 行目の発言内容 ・ ◇今後の対応の記録中、非公開とした部分 【 9 ページ目】 ・ R1. 12. 12（木）の記録中、6 行目から 7 行目までの発言内容 【10 ページ目】 ・ R1. 12. 12（木）の記録中、7 行目の発言内容 ・ R2. 7. 1（水）の記録中、6 行目から 8 行目まで、18 行目から 22 行目まで、24 行目から 25 行目までの発言内容で非公開とした部分 【12 ページ目】 ・ R2. 10. 27（火）の記録中、21 行目の発言内容 【14 ページ目】 ・ R2. 11. 24（火）の記録中、11 行目から 12 行目まで及び 17 行目から 19 行目までの発言内容	【 7 ページ目】 ・ R2. 2. 26（水）の記録中、21 行目から 22 行目までの発言内容 【10 ページ目】 ・ R1. 12. 12（木）の記録中、7 行目の発言内容 ・ R2. 7. 1（水）の記録中、18 行目から 20 行目までの発言内容

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 B (続き)	◇指定道路 1153 号対応記録（令和 2 年 6 月 25 日（木）対応）	
	【 1 ページ目】 ・表の中段＜●●氏の話＞中、4 行目から 5 行目まで 【 2 ページ目】 ・＜お話ししたこと＞中、1 行目から 2 行目まで及び 14 行目	【 1 ページ目】 ・表の中段＜●●氏の話＞中、4 行目から 5 行目まで 【 2 ページ目】 ・＜お話ししたこと＞中、1 行目から 2 行目まで及び 14 行目
非公開部分 C (条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 5 号オに該当するとして非公開とした部分)	◇指定道路 1153 号対応記録（令和元年度からの対応）	
	【 1 ページ目】 ・ R1. 6. 24（月）の記録中、5 行目及び 7 行目の発言内容で非公開とした部分 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、8 行目から 14 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 2 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、1 行目から 5 行目まで、8 行目から 21 行目まで、23 行目から 25 行目まで、29 行目から 33 行目まで及び 37 行目の発言内容で非公開とした部分 【 3 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、1 行目から 7 行目までの発言内容 ・ R2. 2. 13（木）の記録中、2 行目から 13 行目まで、15 行目から 19 行目まで、23 行目及び 25 行目の発言内容で非公開とした部分	【 1 ページ目】 ・ R2. 1. 25（土）の記録中、8 行目の 19 文字目から 9 行目の 23 文字目までの発言内容 【 3 ページ目】 ・ R2. 2. 13（木）の記録中、6 行目の 18 文字目から 7 行目の 7 文字目までの発言内容

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 C (続き)	【 4 ページ目】 ・ R3. 11. 15 (月) の記録中、2 行目から 6 行目までの発言内容 【 5 ページ目】 ・ R1. 10. 24 (木) の記録中、7 行目から 8 行目までの発言内容 ・ R1. 12. 25 (水) の記録中、8 行目から 13 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 6 ページ目】 ・ R1. 12. 25 (水) の記録中、1 行目から 7 行目まで、10 行目及び 21 行目から 27 行目までの発言内容で非公開とした部分 ・ R2. 2. 19 (水) の記録中、2 行目から 10 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 7 ページ目】 ・ R2. 2. 26 (水) の記録中、1 行目、2 行目、6 行目から 14 行目まで、17 行目から 18 行目まで、24 行目から 30 行目まで及び 33 行目から 36 行目までの発言内容で非公開とした部分 【 8 ページ目】 ・ R2. 2. 26 (水) の記録中、1 行目から 2 行目までの発言内容で非公開とした部分 ・ R2. 7. 6 (月) の記録中、3 行目から 6 行目までの発言内容 ・ R2. 9. 8 (火) の記録中、1 行目の発言内容で非公開とした部分	【 4 ページ目】 ・ R3. 11. 15 (月) の記録中、5 行目から 6 行目までの発言内容 【 5 ページ目】 ・ R1. 12. 25 (水) の記録中、8 行目の 11 文字目から 10 行目の 5 文字目まで、10 行目の 13 文字目から 11 行目まで及び 12 行目の 1 文字目から 12 文字目までの発言内容 【 6 ページ目】 ・ R1. 12. 25 (水) の記録中、21 行目から 22 行目の 25 文字目までの発言内容 ・ R2. 2. 19 (水) の記録中、2 行目の 19 文字目から 28 文字目まで及び 3 行目の 2 文字目から 10 行目までの発言内容 【 7 ページ目】 ・ R2. 2. 26 (水) の記録中、6 行目の 30 文字目（最後の 1 文字）から 7 行目の 26 文字目まで、7 行目の 30 文字目から 11 行目まで及び 24 行目の 7 文字目から 25 行目の 11 文字目までの発言内容

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 C (続き)	【 9 ページ目】 ・ R1. 10. 24 (木) の記録中、14 行目から 16 行目まで及び 18 行目から 26 行目までの発言内容で非公開とした部分 【10 ページ目】 ・ R1. 12. 12 (木) の記録中、1 行目から 3 行目まで及び 5 行目から 6 行目までの発言内容で非公開とした部分 ・ R2. 7. 1 (水) の記録中、3 行目から 5 行目まで及び 9 行目から 17 行目までの発言内容で非公開とした部分 ・ R2. 9. 16 (水) の記録中、2 行目の発言内容で非公開とした部分 【11 ページ目】 ・ R2. 9. 16 (水) の記録中、1 行目から 10 行目までの発言内容 ・ R2. 9. 17 (木) の記録中、2 行目から 13 行目までの発言内容 ・ R2. 9. 24 (木) の記録中、2 行目から 14 行目までの発言内容 【12 ページ目】 ・ R2. 10. 27 (火) の記録中、1 行目から 20 行目までの発言内容 ・ R2. 11. 11 (水) の記録中、9 行目から 15 行目まで 【13 ページ目】 ・ R2. 11. 11 (水) の記録中、1 行目から 11 行目まで及び 13 行目から 35 行目までで非公開とした部分	【 9 ページ目】 ・ R1. 10. 24 (木) の記録中、14 行目から 15 行目の 22 文字目までの発言内容

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 C (続き)	【13 ページ目（続き）】 ・R2. 11. 24（火）の記録中、2 行目から 3 行目までの発言内容で非公開とした部分 【14 ページ目】 ・R2. 11. 24（火）の記録中、1 行目から 10 行目まで、13 行目から 16 行目まで及び 20 行目から 24 行目までの発言内容で非公開とした部分 ・R4. 5. 25（水）の記録中、2 行目から 14 行目までで非公開とした部分 【15 ページ目】 ・R4. 5. 25（水）の記録中、1 行目から 3 行目までで非公開とした部分	
◇指定道路 1153 号対応記録（令和 2 年 6 月 25 日（木）対応）		
	【1 ページ目】 ・日時の上の表題の一部（●●対応） ・訪問目的の一部（「現地を確認し、」の後から「ことを確認いただく。」の前まで） ・＜結果＞中、1 行目及び 3 行目から 9 行目までで非公開とした部分 ・表の中段＜●●氏の話＞中、1 行目から 3 行目まで及び 6 行目から 16 行目までで非公開とした部分 【2 ページ目】 ・＜お話ししたこと＞中、3 行目から 13 行目まで及び 15 行目から 16 行目までで非公開とした部分	【2 ページ目】 ・＜お話ししたこと＞中、4 行目の 20 文字目から 6 行目の 25 文字目まで、6 行目の 32 文字目から 7 行目の 19 文字目まで、8 行目の 6 文字目から 18 文字目まで、8 行目の 20 文字目から同行の最後まで及び 15 行目から 16 行目まで

分類	原決定で非公開とした部分	公開すべき部分
非公開部分 C （続き）	【 2 ページ目（続き） 】 ・＜今後の対応＞中、非公開とした部分	

注 表中の文字数には、発言者の氏名を示す「●：」や、箇条書きの「・」は含めていない。